

# 道州制下の地方財政調整

— オーストラリア型モデルによる検討 —

## The Local Finance Adjustment System under the *Doshusei* Regional System

— A Consideration of the Australian Model —

高 林 喜久生

The *Doshusei* regional system is a topic that relates to the fundamental structure of the nation. In this paper, we make a simulation analysis to evaluate the role of the local finance adjustment system under the *Doshusei* regional system with reference to the Australian system. While comparing the finance adjustment system in Australia and the local allocation tax system in Japan, we look at the characteristics and mechanisms involved.

Kikuo Takabayashi

JEL : H7

キーワード : 道州制、地方財政調整、地方交付税、オーストラリア、GST

### 1 はじめに

道州制導入に向けた議論が進められている。道州制が導入されれば、わが国の経済社会にも大きな変化をもたらし、地域経済や市町村など基礎的自治体の運営やわれわれの日常生活にも影響があるものと予想される。しかし、道州制を支える「サブ・システム」については十分に議論されているとはいえない。その代表的なものが財政調整制度である<sup>1)</sup>。道州制下においても、受益と負担

---

1) 自治体国際化協会 (2004)、橋都 (2005)、ではオーストラリア型の財政調整制度の特徴を詳細に分析しているが、日本に導入した場合の具体的な分析を行っていない。竹本・鈴木 (2008) は、オーストラリア型の財政調整制度を日本に導入した場合のシミュレーション分析を行っているが、都道府県ベースである。

の連動の観点から、地方財政支出は原則として地方税で賄われることが望ましい。しかしながら、道州間で、経済力や自然条件、社会状況が異なることによって大きな財政力格差が存在する場合、財政調整によりそれを是正する必要があるだろう。本稿の目的は、道州制下の財政調整制度のあり方を、具体的に検討することである。

現行の地方交付税制度は、そのあり方から財源保障機能を重視したものといえるが、それゆえ拡大する財政需要の一方で、伸び悩む財源とのギャップに悩まされてきた。また、財政調整の財源はできるだけ安定的な方が望ましいが、現行の地方交付税制度では財源総額はいわゆる国税 5 税にリンクしており、景気変動の影響を受けやすい。さらに、道州制下の地方財政調整では、国からは独立性を保つ方が望ましい。しかし、地方交付税制度では、基準財政需要額の算定などを通じて国の政策手段としても用いられてきた。

道州制下の財政調整制度に必要な①財政需要と財源の一致、②財源の安定性、③国からの独立性、を確保する上で、参考になるのはオーストラリアの制度である。同国の財政調整制度は、41 の支出項目について、サービスの量と供給コストを考慮した財源不足額を算出し、それに合わせた形で財政調整を行っている。また、その大きな特徴として、日本と同様に中央（連邦）から地方への財政移転であるにもかかわらず、中央の意向ではなく算定に独立性を持った「連邦交付金委員会（Commonwealth Grants Commission）」がその制度を運用している点が挙げられる。

そこで本稿では、まず現行の地方交付税制度とオーストラリアの財政調整制度を比較しながら、特徴と仕組みを見ていく。そしてかりにオーストラリア型の財政調整制度を導入した場合、道州間の交付金配分にどのような影響がもたらされるかシミュレーション分析により明らかにする。

## 2 日本とオーストラリアの財政調整制度

### 2-1 日本の地方交付税制度の仕組み

まず、オーストラリアの財政調整制度と比較するために、わが国の地方交付税制度の仕組みについてあらためて簡単に整理しておこう。

現行の地方交付税制度の財源には、以下の(1)式のように国税5税の一定割合(所得税、法人税、酒税の32%、消費税の29.5%、たばこ税の25%)が充当される。

地方交付税財源総額：

$$\text{LATX} = (\text{TH} + \text{TP} + \text{TL}) \times 32\% + \text{TC} \times 29.5\% + \text{TCG} \times 25\% \quad (1)$$

ただし、LATX 地方交付税財源総額、所得税 TH、法人税 TP、酒税 TL、消費税 TC、たばこ税 TCG である。地方交付税は、普通交付税と特別交付税からなるが、次の(2)式及び(2')式のように前者には交付税総額の94%、後者には6%が充当される。前者は、一般的な財政需要(日々の行政運営に必要な経費)に対する財源不足額として算定され交付される。後者は、普通交付税で措置されない個別、緊急の財政需要(地震、台風等自然災害による被害など)に対する財源不足額として算定され交付される。

$$\text{普通交付税総額} : \text{LATXO} = \text{LATX} \times 94\% \quad (2)$$

$$\text{特別交付税総額} : \text{LATXS} = \text{LATX} \times 6\% \quad (2')$$

ただし、普通交付税総額 LATXO、特別交付税総額 LATXS である。地方交付税の大部分を占める普通交付税の個別団体へ算定方法は以下の通りである。

普通交付税は、以下の(3)式のように「合理的かつ妥当な水準の行政を行う、または標準的な施設を維持するための各自治体の財政需要」を表す基準財政需要額と、各地方団体の財政力を合理的な方法で測定した基準財政収入額との差額(財源不足額)として算定される(ただし、添字の*i*は、第*i*番目の地方団体の数値であることを示す)。

$$\text{普通交付税額} : \text{LATXO}_i = \text{DEM}_i - \text{REV}_i \quad (3)$$

ただし、基準財政需要額 DEM、基準財政収入額 REV である。基準財政需要額は、行政項目ごとに以下の(4)式で算定される(ただし、添字の*j*は、第*j*番目の項目の数値であることを示す)。

$$\text{基準財政需要額} : \text{DEM}_{ji} = \text{UC}_{ji} \times (\text{UNIT}_{ji} \times \theta_{ji}) \quad (4)$$

$$\text{DEM}_i = \sum_{j=1} \text{DEM}_{ji} \quad (4')$$

ここで UC は「単位費用」、UNIT は「測定単位」、 $\theta$  は「補正係数」である。「単位費用」とは、標準的条件を備えた地方団体が標準的サービスを行うのに必要な「測定単位」当たりの費用であり、「測定単位」とは、例えば、小学校費は教職員数、社会福祉費は人口、のように、行政量を測定する単位である。単位費用は全国一律の数値であるが、地方団体の規模や、寒冷地かどうか、行政の権能の差、過疎化や高齢化の程度などによって需要額が異なってくる。そこで測定単位の数値を割り増しあるいは、割り落としをするなどの補正を行っている。これが「補正係数」である。

一方、基準財政収入額は、以下の (5) 式で算定される。

$$\text{基準財政収入額} : \text{REV}_i = \text{LTAX}_i + \alpha \cdot \text{SUB}_i + \text{LTT}_i \quad (5)$$

ただし、標準的な税収入額 LTAX、特例交付金 SUB、地方譲与税 LTT である。ここで「標準的な税収入額」とは、標準税率によって算定された地方公共団体の法定普通税収等の見込額に、基準税率（都道府県、市町村共に 75%）を乗じた額である。

しかし、このような個別地方団体ベースで算定され積み上げたマイクロベースの交付税総額  $\sum_{i=1} \text{LATX}_i$  が、先ほどの国税 5 税によるマクロベースによる交付税総額の財源 ((1) 式の LATX) と一致する保証はない。交付が必要な額が財源よりも多い場合 ( $\sum_{i=1} \text{LATX}_i > \text{LATX}$ ) は、国が総合的に対応を行う<sup>2)3)</sup>。

現在の地方交付税制度は以下のような性格を持つといえる。

第 1 に、マクロベースの交付税総額は、国の政策や景気変動の影響を受ける可能性があることである。第 2 に、財源とされている所得税、法人税といった税目は景気変動によって大きく増減する特徴を持つということである。第 3 に、マイクロベースの算定に際して、基準財政需要額については、算定が複雑であり、地方団体の地域特性を需要額にどのように、どの程度反映させるかに関して恣意性が入り込む余地があることである。

- 2) 具体的な対応として、国の一般会計からの臨時財政対策措置等により補填を行ったり、基準財政需要額算定の際の金額により調整を行っている。
- 3) 国が補填を行うことにより、地方交付税が国の政策手段として利用されてきた。70 年代には福祉国家の建設をめざして基準財政需要額は著しく拡大した。90 年代後半には景気対策を地方単独事業にゆだね、単独公共事業債の元利償還を地方交付税で補填することによって拡大傾向が顕著になっている。

## 2-2 オーストラリアの GST 交付金制度の仕組み

オーストラリアの財政調整は、2000年の税制改革で導入された GST (Goods and Services Tax) 交付金の分配を通じて行われている。GST 交付金制度について簡単に説明する。

各州への交付金は、以下の (6) 式のように 1 人当たりの交付金予算総額に比重人口を乗じて決定される (ただし、添字の  $i$  は、第  $i$  番目の州の数値であることを、添字のない項目は全国の数値であることを示す<sup>4)</sup>)。

$$\text{交付金額} : G_i = \text{GST}/P \times \text{PW}_i \quad (6)$$

ただし、交付金額  $G$ 、交付金予算総額  $\text{GST}$ 、全国人口  $P$ 、比重人口  $\text{PW}$  である。交付金予算総額は、州間の財政調整を行う上での財源を意味する<sup>5)</sup>。また比重人口は、人口 1 人当たりの行政コスト等を勘案した相対値になっている点が特徴である。比重人口の算出は、以下の (7) 式のように現実の人口に GST 補正係数という相対値を乗じて求められる。

$$\text{比重人口} : \text{PW}_i = P_i \times g_i \quad (7)$$

ここで GST 補正係数  $g$  である。GST 補正係数は、水平的財政調整の原則 (Horizontal fiscal equalization) に基づき算定される。具体的に、各州の GST 補正係数は以下の (8) 式により求められる。

$$\text{GST 補正係数} : g_i = \text{GAP}@_i / \text{GAP}@ \quad (8)$$

ここで  $\text{GAP}@_i$  は第  $i$  州の 1 人当たり財源不足額、 $\text{GAP}@$  は全国の 1 人当たり財源不足額である。すなわち GST 補正係数は、当該州の財源不足額が全国の不足額の平均値からどの程度乖離しているかを意味している。すなわち、当該州の GST 補正係数が 1 より大きい場合は、全国平均と比較して交付金の必要が高く、1 より小さい場合は小さいことを示している。GST 補正係数は、連邦政府とは独立の機関である連邦交付金委員会で算定され、連邦政府に勧告される。連邦は、その補正係数を適用して分配額を決定する。

4) すなわち、 $X = \sum_{i=1} X_i$  である。

5) オーストラリアでは、この算式の中に保健医療補助金額が含まれた形で分配されている。

次に、(8) 式の各州の 1 人当たり財源不足額  $GAP@_i$  の求め方を簡単に説明する。

各州の財源不足額は、以下の (9) 式のように、州の地域特性を考慮した歳出額である標準化歳出から、それに充当する財源（標準化歳入+特定補助金）および標準化予算収支から求められる。

各州の 1 人当たり財源不足額：

$$GAP@_i = EXPS@_i - (REVS@_i + O@_i + BBS@) \quad (9)$$

ただし、1 人当たり標準化歳出  $EXPS@$ 、1 人当たり標準化歳入  $REVS@$ 、1 人当たり特定補助金  $O@$ 、1 人当たり標準化予算収支  $BBS@$  である。標準化歳出は各州の財政需要を意味し、全国の平均的な歳出に州の地域特性を反映した「割高係数」を乗じることによって算出された値である<sup>6)</sup>。標準化歳入も同様に各州の課税能力を意味し、全国の平均的な歳入に州の地域特性を考慮した「歳入調達係数」を乗じることによって算出された値である<sup>7)</sup>。特定補助金は、州が国の代理として行うサービス供給に対する還付金等を意味する。標準化予算収支は、以下の (10) 式のように、各州における標準化歳出から標準化歳入を減じたものの全国合計値と、交付金予算総額、特定補助金総額の差額から求められ、1 人当たり標準化予算収支はそれを全国人口で除して求められる（この数値が GST 補正係数の算出過程においてすべての州で共通に用いられる）。

1 人当たり標準化予算収支：

$$BBS@ = \left\{ \left( \sum_{i=1} EXPS_i - \sum_{i=1} REVS_i \right) - (GST + \sum_{i=1} O_i) \right\} / P \quad (10)^8$$

交付金必要額が予算総額を上回る（下回る）場合、予算収支は赤字（黒字）となり、財源不足額は減少（増加）する。

6) 割高係数は、オーストラリアでは個別の行政サービスごとに算出されるが、本章では簡便化のために、1 人あたり基準財政需要額の全国比を用いている。

7) 歳入調達係数は、本章では全国と各州の比較が困難であるため、現状の歳出額等を用いて求めている。

8) (10) 式の  $\Sigma$  記号はすべての州の数値を足しあわせることを示す。

オーストラリアの財政調整制度は以下のような特徴を持っている<sup>9)</sup>。

第1に、GST という連邦徴収の付加価値税収とリンクしており、その全額が交付金財源となることである。2000年の税制改革以前には、連邦の税収とリンクせず、連邦政府と州政府の間で毎年折衝が行われていた。第2に、交付金の配分が比重を付けた州人口を基準として決定されるため、非政策的な要因で調整する制度といえることである。州の主権を尊重し、また算定において州の政策に対して中立的であるため、州の政策変更によって交付金の配分割合を大幅に変化させることができない仕組みとなっている。第3に、財政調整が連邦交付金委員会という独立の専門機関で行われることである。当委員会は、GST 補正係数を連邦に勧告し、連邦がその補正係数を分配額決定の際に適用することで、連邦から州への財政移転と同時に州間の財政調整を行う仕組みをとっている。水平的財政調整の原則により、機会の平等を保障するもので、結果の保障をしているわけではないといえる

### 3 オーストラリア型財政調整制度の提案とそのシミュレーション

#### 3-1 オーストラリア型財政調整制度の提案

わが国の道州制下における財政調整制度をオーストラリアの制度をもとに以下の通り提案する。

- ① 消費税 4%を道州間の水平的財政調整財源に充てる。  
(消費税の 4%分と想定するのは、現行の地方交付税交付金総額を維持するためである<sup>10)</sup>)
- ② 道州間の交付金配分は、GST 補正係数の算定をもとに行う<sup>11)</sup>。  
(GST 補正係数はオーストラリアの制度と同様に過去 5 年間の平均値を用いる)

9) 自治体国際化協会 (2004)、橋都 (2005) 等に基づく。

10) 2006 年度決算において消費税 (国分、税率 4%分) の 10.5 兆円に対して、地方交付税総額 (都道府県分) は 8.6 兆円であった。上記提案の下で従来の国税 5 税とのリンクは無くなると想定している。

11) オーストラリア型の GST 補正係数と同じ考え方で導出したという意味で、便宜的に GST 補正係数と呼ぶこととする。

- ③ GST 補正係数の算定と勧告は国や道州とは独立の第 3 者機関が行う。  
(第 3 者機関は金額ではなく補正係数の勧告のみ行う)。
- ④ 市町村間の財政調整は州が独自に行う。

### 3-2 シミュレーション

#### (1) 試算方法

実際にオーストラリア型財政調整モデルを導入した場合の影響について検討しよう。道州制の区域は、第 28 次地方制度調査会で 3 パターンを示していることから確定した区域分けが行われているわけではない。そのため、試算を行うにあたって道州制の区域分けを表 1 のように分類を行った<sup>12)</sup>。

表 1 道州制の地域区分について

道州名	対象都道府県
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
北陸	富山県 石川県 福井県
東海	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

また、現行制度である地方交付税を道州に配分したケースを基準とし、財源として消費税 4% をオーストラリア型財政調整モデルで配分したケースを試算し両者の比較を行う。比較にあたって 2006 年度のデータを用いた。また、時系列的な変化を見るために、2000 年度以降のデータを用いて試算を行った。

#### (2) 主要データの作成方法

オーストラリア型財政調整モデルを日本に導入したケースを試算するにあ

12) 通常、東京都は他の道州には加わらないケースがほとんどであるが、財政調整を考えた場合、特殊事例となってしまうことがあるため、本推計では関東として取り扱った。また沖縄についても同様に、九州・沖縄として取り扱った。



たつての主要データの作成方法について説明を加える<sup>13)</sup>。

### ① 標準化歳入

前述のように GST 交付金制度では、標準化歳入は、道州の地域特性を考慮して平均的な歳入に歳入調達係数を乗じて求められるが、現実の税収等の歳入額に地域差はあらわれていると仮定し、以下の (11) 式のように算出した。

第  $i$  州の 1 人当たり標準化歳入：

$$\text{REVS}@_i = (\text{REVT}_i - \text{REVO}_i - \text{BOND}_i - \text{LATX}_i - \text{SUB}_i) / P_i \quad (11)$$

ただし、歳入総額 REVT、諸収入 REVO、地方債 BOND である。

### ② 標準化歳出

各州の標準化歳出は、以下のように全国の平均的な歳出に割高係数を乗じて求められる。

$$\text{第 } i \text{ 州の 1 人当たり標準化歳出：} \text{EXP}@_i = \text{EXP}@ \times h_i \quad (12)$$

ただし、全国 1 人当たり平均歳出 EXP@、割高係数  $h$  である。次に平均的な全国 1 人当たり歳出を、以下の (13) 式のように算出した。

$$\text{全国 1 人当たり平均歳出：} \text{EXP}@ = (\text{EXP} - \text{EXBOND} - \text{FUND}) / P \quad (13)$$

ただし、全国の歳出総額 EXP、全国の公債費 EXBOND、全国の積立金 FUND である。一方、割高係数はそれぞれの道州の行政コスト要因や需要要因を表すが、今日の統計データでは必ずしも明確なものは存在しない。そこで、ここでの試算では、割高係数を地域間の行政コストの差を考慮して算出されている基準財政需要額を用いて、以下の (14) 式のように求めた。

$$\text{第 } i \text{ 州の割高係数：} h_i = (\text{DEM}_i / P_i) / \left( \sum_{i=1} \text{DEM}_i / P \right) \quad (14)$$

## (3) 現行の地方交付税制度とオーストラリア型財政調整モデルの比較

オーストラリア型財政調整モデルにおいては、GST 補正係数の導出が決定

13) 各データの作成については、基本的に竹本・鈴木（2008）に準拠した形で求めた。

的な役割を果たす。その導出過程で、各州の財源不足額を求めることが必要となるが、財源不足額の算出には標準化歳出、標準化歳入、標準化予算収支などのいくつかの構成要素が必要である。表 2 は、各州の GST 補正係数の試算値とともに、これらの構成要素の値を示したものである。ただし、データはすべて 2006 年度ベースである<sup>14)</sup>。

表 2 オーストラリア型財政調整モデルの各構成要素

(単位：億円、万人)

道州名	GST 補正係数	(A) 1 万人あたり財源不足額 (B)-(C)+(D)	(B) 1 万人あたり標準化歳出	割高係数	1 万人あたり標準化歳入 (X)	1 万人あたり国庫支出金 (Y)	(C) 1 万人あたり各州歳入額 (X)+(Y)	(D) 1 万人あたり標準化予算収支
北海道	2.0743	17.2	44.3	1.2841	11.7	10.2	21.9	▲ 5.1
東北	2.0804	17.3	45.2	1.3114	13.1	9.7	22.8	▲ 5.1
関東	0.0282	0.2	27.6	0.8009	17.7	4.5	22.3	▲ 5.1
北陸	2.1706	18.0	48.9	1.4169	15.7	10.0	25.7	▲ 5.1
東海	0.6835	5.7	30.1	0.8735	14.0	5.3	19.3	▲ 5.1
近畿	1.0374	8.6	30.5	0.8833	11.6	5.1	16.7	▲ 5.1
中国	1.8989	15.8	42.7	1.2385	12.6	9.2	21.8	▲ 5.1
四国	2.3789	19.8	49.7	1.4409	14.6	10.2	24.8	▲ 5.1
九州・沖縄	1.7153	14.2	40.4	1.1720	11.2	9.8	21.1	▲ 5.1

出所：『都道府県決算状況調』、『地方財政統計年報』（各年版）より作成

まず、1 人当たり標準化歳出について関東地方を他の地域と比較すると、集積のメリットなどにより割高係数の値が低い結果、小さな値となっている。一方、1 人当たり標準化歳入について関東地方を見ると、税収が多いことなどからその値が大きくなっていることがわかる。しかしながら、1 人当たり国庫支出金は他地域と比べて小さく、歳入総額で見ると取り立てて他地域と比べて大きな違いは無い。1 人当たり標準化予算収支は全国の予算収支（交付金財源総額から道州全体の財源不足額を差し引いたもの）を全国人口で除した値であり、マイナスの値となっている。このことは、シミュレーションで仮定した 4%の財源では財源不足額をまかなうことができないことを意味する。

表 2 のデータを用いて両ケースについて交付金の配分額を試算したものが表 3 である。

14) 以下の表 2, 3, 4 における数値の単位は 1 万人ベースであるが本文中では 1 人当たりと表現している。

表3 各ケースの地域別配分額およびシェア（2006年）

（単位：億円、万人）

道州名	基準ケース			オーストラリア型財政調整配分ケース			人口
	配分額	(シェア)	1万人当たり配分額	配分額	(シェア)	1万人当たり配分額	
北海道	7,113	8.2%	12.6	9,746	9.3%	17.2	566
東北	15,653	18.2%	12.8	21,148	20.1%	17.3	1,224
関東	12,282	14.2%	2.8	1,021	1.0%	0.2	4,356
北陸	3,913	4.5%	12.5	5,627	5.4%	18.0	312
東海	4,632	5.4%	3.1	8,363	8.0%	5.7	1,473
近畿	11,405	13.2%	5.5	17,774	16.9%	8.6	2,063
中国	8,134	9.4%	10.5	12,166	11.6%	15.8	772
四国	5,984	6.9%	14.4	8,237	7.8%	19.8	417
九州・沖縄	17,107	19.8%	11.6	21,076	20.0%	14.2	1,480
標準偏差	4,495		4.2	6,601		6.3	
変動係数	0.469		0.441	0.565		0.482	

出所：表2に同じ。

表3では、左側に基準ケースとなる現行の地方交付税の配分額総額、全国シェア、1人あたり配分額が表され、右側にオーストラリア型財政調整モデルによる試算結果が表されている。1万人あたり配分額を見ると、基準ケース、オーストラリア型財政調整ケースともに最大が関東、最小が四国となり都市圏ほど小さく、地方圏ほど高いことが見て取れる。しかしながら最大地域と最小地域の配分額の差は、オーストラリア型財政配分ケースの方が拡大していることが見て取れる。その原因として、オーストラリア型財政配分ケースでは基準ケースと比べて関東への配分額が大幅に減少し、その他の地方が増加したことが挙げられる。

では、なぜこのような配分結果がもたらされるのだろうか。GST補正係数の算定の背景にある各州の財源不足額は様々な構成要素から成り立つが、標準化予算収支が交付金算定に組み込まれていることがオーストラリア型財政調整モデルの特徴といえる。表4は、通常の場合とGST補正係数の算出にあたって、算定式のなかで標準化予算収支を除外したケースについてその配分額とGST係数について比較したものである。

表4からも明らかのように、場合、当初最も低かった関東地方のGST補正係数0.0282は0.3995まで増加し、その結果配分額も1,021億円から1兆

4,452 億円へと増加する。一方、地方圏では、GST 補正係数の値は低下し配分額も減少することとなる。配分される交付金の変動係数は、基準ケース（現行地方交付税）の 0.469 に対して、オーストラリア型ケースで 0.565 と大きく上昇する。オーストラリア型財政調整モデルの下では、全体の財政状況を示す標準化予算収支が赤字（黒字）の場合、各州の GST 補正係数は、財政が比較的豊かな都市圏（人口が多い）地域において負担が重く（軽く）なるように試算される<sup>15)</sup>。日本にオーストラリア型財政調整モデルを導入すると、標準化予算収支は赤字となっている。このことから、標準化予算収支が赤字であることが、地域間再分配効果を高めている要因といえよう<sup>16)17)</sup>。

表 4 予算収支の有無による GST 補正係数と配分額の違い

(単位：億円)

道府名	GST 補正係数		配分額		交付税
	通常	予算収支を除いたケース	通常	予算収支を除いたケース	
北海道	2.0743	1.6639	9,746	7,817	7,113
東北	2.0804	1.6676	21,148	16,952	15,653
関東	0.0282	0.3995	1,021	14,452	12,282
北陸	2.1706	1.7233	5,627	4,467	3,913
東海	0.6835	0.8044	8,363	9,842	4,632
近畿	1.0374	1.0231	17,774	17,529	11,405
中国	1.8989	1.5555	12,166	9,966	8,134
四国	2.3789	1.8521	8,237	6,413	5,984
九州・沖縄	1.7153	1.4420	21,076	17,718	17,107
平均	1.5631	1.3479	11,684	11,684	9,580
標準偏差	0.7532	0.4654	6,601	4,798	4,495
変動係数	0.482	0.345	0.565	0.411	0.469

出所：表 2 に同じ。

- 15) 人口 1 人当たりベースで均等に赤字の負担が発生するため、各州の人口 1 人当たり財源不足額は、財源不足額が小さな州ほど相対的に大きく減少することとなる。そのため、標準化予算収支が赤字の場合、全国の平均値からの乖離を表す GST 補正係数は、財源不足額が大きい州ほど大きくなる。
- 16) 現実に制度を導入する際には、地方税の税源移譲等も考慮した設計がなされるため、当初年度から赤字が発生するとは考えにくい。しかしながら、制度が熟していくにしたがって、都市圏の負担が相対的に重くなることから、都市圏と地方圏の調整が必要になってくるだろう。
- 17) GST 補正係数の計算式から標準化予算収支をはずした「疑似オーストラリア型ケース」では 0.411 と基準ケース 0.469 を下回り、配分効果はかえって小さくなる。

#### 4 オーストラリア型財政調整モデル導入の時系列比較

前節で算出したオーストラリア型財政調整モデルについて、2000年から2006年のデータを用いて、配分額算定に関する時系列的な安定性について、割高係数、GST補正係数、配分総額の3点から検討を行う。

まず、割高係数の推移について見たものが、表5である。

表5 割高係数の推移

道州名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
1 北海道	1.282	1.282	1.167	1.165	1.280	1.283	1.284
2 東北	1.283	1.285	1.175	1.177	1.297	1.306	1.311
3 関東	0.815	0.814	0.813	0.811	0.808	0.803	0.801
4 北陸	1.423	1.425	1.302	1.300	1.426	1.425	1.417
5 東海	0.867	0.867	0.790	0.789	0.869	0.870	0.873
6 近畿	0.870	0.870	0.794	0.795	0.876	0.879	0.883
7 中国	1.231	1.233	1.126	1.125	1.236	1.239	1.239
8 四国	1.454	1.456	1.329	1.326	1.453	1.450	1.441
9 九州・沖縄	1.161	1.162	1.061	1.061	1.166	1.170	1.172

(出所) 表2に同じ

関東が不交付団体となる2002、2003年を除くと、東北、東海、近畿で上昇し（割高になり）、関東、四国では低下する（割安になる）傾向がある。これらの地域間において、都市圏、地方圏と言った特徴の違いは見られない。

次に、GST補正係数の推移を見たものが、表6である。

表6 GST補正係数の推移

道州名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
1 北海道	2.060	2.052	2.408	2.420	2.022	2.053	2.074
2 東北	2.032	2.061	2.429	2.440	2.028	2.099	2.080
3 関東	0.034	0.002	0.000	0.000	0.057	0.013	0.028
4 北陸	2.330	2.352	2.720	2.694	2.241	2.251	2.171
5 東海	0.581	0.584	0.911	0.903	0.649	0.658	0.684
6 近畿	0.909	0.942	1.284	1.284	0.997	1.020	1.037
7 中国	2.074	2.082	2.398	2.370	1.933	1.938	1.899
8 四国	2.639	2.661	3.010	2.971	2.463	2.470	2.379
9 九州・沖縄	1.755	1.763	2.098	2.088	1.693	1.720	1.715

(出所) 表2に同じ

関東が不交付団体となる 2002、2003 年を除き、やはり大きな変動は見られない。ただ、2006 年度で全国最大であった四国は、2000 年度では現在よりも高い 2.6391 であり、近年その配分が小さくなっている傾向にある。

表 7 は、交付金配分総額の推移を表したものである。なお、2002、2003 年度については、関東の配分額がマイナス（負の配分を行う）となったことから、本試算では、現状の地方交付税制度と同様に不交付団体扱いとし、再度他の道州について平均値等を算出し直して求めた値となっている。

表 7 オーストラリア型財政調整モデルによる配分額の推移

道州名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
1 北海道	9,422	9,181	8,613	8,568	9,503	9,388	9,746
2 東北	20,173	20,018	18,861	18,752	20,671	20,790	21,148
3 関東	1,154	76	0	0	2,033	465	1,021
4 北陸	5,861	5,788	5,356	5,253	5,805	5,676	5,627
5 東海	6,808	6,709	8,373	8,239	7,878	7,806	8,363
6 近畿	15,008	15,221	16,609	16,472	17,004	16,969	17,774
7 中国	12,933	12,698	11,696	11,439	12,385	12,082	12,166
8 四国	8,927	8,803	7,960	7,772	8,548	8,332	8,237
9 九州・沖縄	20,845	20,485	19,513	19,248	20,731	20,541	21,076
平均	11,237	10,998	10,776	10,638	11,617	11,339	11,684
標準偏差	6,219	6,369	6,150	6,102	6,220	6,514	6,601
変動係数	0.553	0.579	0.571	0.574	0.535	0.575	0.565

出所：表 2 に同じ

配分総額は、全体的な傾向として大きな変動は見られない。ただし、単年度では配分総額の財政収支が大きな影響を与えた結果、関東地方の値がプラスとマイナスの間で振れる傾向にある。一方、地域間のばらつきを表す変動係数は、この 7 年間で、最小が 2004 年の 0.535、最大が 2001 年の 0.579 であり、その値に大きな変動は見られないことから、安定的に配分が行えるシステムと言えよう。

## 5 むすび

オーストラリア型財政調整モデルは、財政調整を行う独立した再分配組織を持っていること、水平的財政調整を重視したモデルであることから、地方分

権の推進を目的とした道州制の基本設計として最も参考になる方式といえる。本章では、道州制下の財政調整制度を、オーストラリアの制度をもとに提案した。具体的には、以下のようなものである。

- ① 消費税 4%分を道州間の水平的財政調整財源に充てる
  - ② 道州間の交付金配分は、GST 補正係数の算定をもとに行う
  - ③ GST 補正係数の算定と勧告は、国や道州とは独立の第 3 者機関が行う
- オーストラリア型財政調整モデルの試算によって確認できたこととして、次のような点が挙げられる。第 1 に、オーストラリア型財政調整モデルを導入することによって、現在の地方交付税制度と比べて、都市圏の配分額が小さく、地方圏の配分額が大きくなることである。その原因として、GST 補正係数の格差がかなり大きなものであることが挙げられる。GST 補正係数には、地方全体の財政状況を反映する標準化予算収支や、都市圏と地方圏の供給コストや需要要因を表す割高係数の格差、さらに税収等の歳入格差が反映されるが、標準化予算収支が組み込まれていることの影響が大きいといえる。

第 2 に、第 1 の点とも関連するが、関東地方（関東州）の取扱いの重要性である。わが国において道州の地域区分をした場合、関東州の経済力・財力が飛び抜けている。これに対してオーストラリアでは、経済力・財力が飛び抜けた州は存在しない（2007-8 年度の各州の GST 補正係数は、低い方からニューサウスウェルズ州 0.89、ビクトリア州 0.90、西オーストラリア州 0.95 と大きな開きが無い<sup>18)</sup>）。

第 3 に、GST 補正係数は安定的に推移することである。これは、GST 補正係数が過去 5 年間の平均値を用いていることともに、安定的な税収である消費税にリンクしていることが大きい。

ただし、オーストラリア型地方財政調整制度を導入した場合、各地方の交付金の受取額は現行の地方交付税の場合の受取額と大きく違ってくる可能性があり、急激な変化を避けるため調整の仕組みも必要であろう<sup>19)</sup>。

18) Budget Paper No. 3: Australia's Federal Relations 2008-09

19) オーストラリアにおいて GST 交付金制度が導入されるにあたって、その移行措置として GST 交付金が改革前の制度による交付金を下回る場合、最低保証額を交付することになっていた。

### 参考文献

- 池上岳彦 (2006) 「財政調整の理論と制度をめぐって」『立教経済学研究』、第 60 巻、第 1 号、pp. 249-265.
- (財) 自治体国際化協会 (2004) 「オーストラリアの政府間財政関係概要」 CRAIR REPORT No. 255
- 竹本 亨・鈴木 明宏 (2008) 「オーストラリア型財政調整による地方交付税改革」『山形大学紀要』第 39 巻 第 1 号 pp. 31-61
- 橋都 由加子 (2005) 「オーストラリアの連邦・州間財政調整制度－効果と課題－」 PRI Discussion Paper Series (No.05A-21)
- 橋都 由加子 (2006) 「オーストラリアにおける連邦・州・地方の役割分担」『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』報告書』財務総合政策研究所
- 西森光子 (2003) 「オーストラリアの政府間財政調整－その概要と近年の動向－」『レファレンス』No.633, pp. 43-52.
- 村上 弘 (2007) 「道州制は巨大州の夢を見るか? —— 22 州案を含む道州制モデルの比較検討——」『立命館法学』5 号 (315 号)
- 持田直樹 (2006) 『地方分権と財政調整制度－改革の国際的潮流－』東京大学出版会
- 持田直樹 (2007) 「地方財政調整制度の改革－6 カ国のケース・スタディ」『経済学論集』(東京大学経済学会)、第 72 巻、4 号、pp. 2-28.
- 山中 俊亮 (2005) 「道州制と地域間財政調整：ドイツ型財政調整手法を用いたシミュレーション」『KGPS review : Kwansai Gakuin policy studies review』Vol.4 pp. 43-66
- E Ahmad, J Craig (1997) “International Monetary” in Teresa Ter-Minassian, *Fiscal Federalism in Theory and Practice*, pp. 73-107
- Ehtisham Ahmad (1997) *Financing Decentralized Expenditures: An International Comparison of Grants*, Edward Elgar Pub
- R Row, A Duh (2001) “The National GST and Commonwealth-State Financial Relations: A Neglected Issue”, *ECONOMIC ANALYSIS AND POLICY*, VOL.31, No.1, pp. 57-72.
- McLean (2004), “Fiscal Federalism in Australia”, *Public Administration* Vol 82, PP. 21-38
- A Morris (2002), “The Commonwealth Grants Commission and Horizontal Fiscal Equalisation”, *Australian Economic Review*, Vol.35, No.3, PP. 318-324
- Malcolm Nicholas (2003), “Financial Arrangements between the Australian Government and Australian States”, *Regional & Federal Studies*, Vol.13, No.4, pp. 153-182